

承認酒類製造者の酒税特例措置
～新旧制度の計算方式による軽減額の試算～

1 目的

令和5年度税制改正で新たに措置された「承認酒類製造者の酒税特例措置」においては、激変緩和のための経過措置として、令和6年4月以降も引き続き、新制度の計算方式の適用を受けずに、旧制度（中小特例、地ビール特例、震災特例）の計算方式の適用を受けることを選択することもできます。

この計算表は、新旧制度の計算方式の相違点について理解を深めるとともに、新旧制度の計算方式の選択の参考として役立てようとするために作成したものです。

2 留意点

酒税額を正しく計算するためには、1つ1つの商品・取引の適用法令を精査し、各種計算について段階を踏んで行っていく必要があります。

旧制度の計算方式を引き続き適用する選択は、令和6年3月31日までに届出書を提出する必要がありますが、一方で、計算の前提となる「前年度」（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の取引の全てが終了していない段階で、軽減額の基礎となる「今年度」（令和6年4月1日以後）の本則税額（軽減の適用を受ける前の税額）の算出に当たっては、全て見込みの段階で意思決定・手続を行う必要があります。

これらの事情を踏まえ、この計算表は、一般的なケースを念頭に、新旧制度の計算方式による軽減額の試算を比較的簡易な計算で行うことを重視して作成しており、完全性・正確性を担保するものではありません。

したがって、この計算表の活用に当たっては、試算結果が実際の計算結果と異なっていたとしても、一切の責任を負えないことを予めご承知おきいただき、必要に応じ、改正法令を十分にご確認いただくなど、新旧制度の計算方式の意思決定・手続はご自身の責任において行っていただく必要がある点について、十分にご留意願います。

3 「入力表シート」の入力手順

(1) 当年度

試算を行う「年度」をリストボックスから選択してください。

(2) 震災特例の適用

東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた酒類製造者は「あり」を、その他の方は「なし」をリストボックスから選択してください。

(3) 完全支配関係

令和5年4月1日以降に完全支配関係にある者が存在する場合は「あり」を、その他の場合は「なし」をリストボックスから選択してください。

(4) 課税移出数量（前年度）

「自社分」の各欄に、品目等の区分に従い、「純課税移出数量」^(※)を「kl」単位で、「kl」未満の数量は小数点以下に入力してください。

なお、(3)の完全支配関係を「あり」とした場合は、完全支配関係がある自社以外の者の製造場分を「その他の完全支配関係分」の各欄に、同様に入力してください。

※ 純課税移出数量とは

- A 製造免許を受けている酒類の品目か否かを問わない。
- B 2以上の製造場を有する場合、全ての製造場分を合算。
- C 未納税移出数量及び輸出免税数量は含まない。
- D 課税移出数量から戻入れ数量を控除する。

【数量・税額の共通事項】

旧制度の計算方式において、果実酒は軽減割合、発泡酒は適用の有無が異なりますので、異なる区分に従い、「果実酒（発泡性）」、「果実酒（その他）」又は「発泡酒（50%未満）」、「発泡酒（50%以上）」にそれぞれ数量を記載してください。

この場合、旧制度の適用対象となる「発泡酒（50%未満）」には、具体的には、麦芽使用割合が50%未満（かつ、アルコール分が10度未満）の発泡酒に係る数量を入力してください。

(5) 課税移出数量（当年度）

各品目等の区分に従い、当年度酒税累計額（見込み）に対応する課税移出数量^(※)を「kl」単位で、「kl」未満の数量は小数点以下に入力してください。

入力した品目等に係る課税移出数量は、①「旧制度の計算方式の適用対象（200kl まで）」に係る課税移出数量と、②「その他」に係る課税移出数量に自動で振り分けられます。

- ※ 当年度酒税累計額に対応する課税移出数量とは
- A 製造免許を受けている酒類、又は、共同蔵置法人に係る経過措置の適用を受ける酒類と同一の品目の酒類に限る。
 - B 2以上の製造場を有する場合、全ての製造場分を合算。
 - C 未納税移出数量及び輸出免税数量は含まない。
 - D 課税移出数量から戻入れ数量を控除する。
 - E 再移出控除を受ける酒類（現に控除を受けていないものを含む。）の課税移出数量は除く。

(6) 左の本則税額

(5)の課税移出数量（当年度）の入力で、自動で振り分けられた①と②の課税移出数量のそれぞれに対応する酒税額の本則税額を入力してください。

なお、(5)の課税移出数量（当年度）の入力において、発泡性酒類に該当する果実酒と、その他の果実酒の数量の合計が 200kl を超える場合には、便宜上、各々の課税移出数量を按分して振り分けておりますが、他の計算に影響しない数量を参考表示しているものです。

別途、発泡性酒類に該当する果実酒（税率 80,000 円/kl）と、その他の果実酒の区分、旧制度の計算方式の適用対象（200kl まで）とその他の区分に係る数量に振り分けた上で、それぞれに対応した本則税額を入力していただくことで、実際の見込みに基づいた計算を行うことが可能です。

「酒税率一覧表」を国税庁ホームページ（『ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>お酒についてのQ & A>Q3 [酒類にかかる税金（酒税）はどのくらいですか。](#)』）に掲載しておりますので、本則税額を計算する際にご確認ください。

(7) 製造免許

欄外左側の「製造免許」の列に、製造免許を受けている品目（共同蔵置法人に係る経過措置の適用を受ける酒類と同一の品目を含む。）に「有」をリストボックスから選択してください。

4 「対比シート」の入力手順

（対比シートの対応する部分に、以下の(1)～(3)の番号を表示しています。）

(1) 個人・法人

個人・法人の別をリストボックスから選択してください。

(2) 従業員

前年度の末日における常時使用する従業員の数を入力してください。

(3) 資本金

前年度の末日における資本金の額又は出資金の額を入力してください。

※ (1)と(2)のいずれも、完全支配関係がある「特定大法人」がある場合、当該特定大法人の従業員や資本金等の金額を入力してください。

5 結果の確認（対比シート）

入力した本則税額に対応する「軽減額」について、「旧制度」と「新制度」のそれぞれの計算結果が表示されます。

旧制度による軽減額が大きい場合には、経過措置の適用を受けた方が有利といった試算結果となります。

なお、旧制度・新制度の計算方式のいずれの適用を受ける場合であっても、事業計画書を作成し、所轄税務署長から承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

令和6年4月1日以降、特例措置を受けようとする酒類製造者は、令和5年12月31日までに承認申請書を提出いただくよう、お願いします。

（注意点）

○ 旧制度の計算方式の選択は、旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出し、令和6年度分から旧制度の計算方式を適用する場合のみ選択が可能。

⇒ 令和6年度分から新制度の計算方式を適用した場合、その後に旧制度の計算方式の適用を選択することはできません。

⇒ 旧制度の計算方式の適用を選択した後に、旧租税特別措置法等の適用を取りやめる旨の届出書を提出した場合、更に旧制度の計算方式の適用を選択することはできません。

○ 旧制度の計算方式を選択した後、新制度の計算方式への移行は、会計年度単位での移行のみ選択が可能。

⇒ 会計年度の途中で計算方式を変更することはできません。

6 その他（簡易バージョン）

品目ごとの商品ラインナップが、概ね単一の事業者に向け、入力シートに「税率」欄を設け、それぞれの本則税額を自動計算する簡易バージョンを追加しました。

例えば、清酒の場合の100,000円/klのような実際に存在する税率のほか、発泡性酒類に該当する清酒（税率80,000円/kl）との割合に応じ、90,000円/klなどの実際に存在しない税率を商品構成に応じた平均的な税率として設定して試算することも可能です。

7 参考（主な事例）

(1) 特定大法人・みなし大企業等に該当する場合

- 前年度の末日において、
 - ・ 常時使用する従業員の数が 300 人を超える個人
 - ・ 資本金又は出資金の額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える法人（特定大法人）
 - ・ 特定大法人との間における完全支配関係がある法人等（みなし大企業）に該当する場合、新制度の計算方式による特例の適用は受けられません。
- ただし、みなし大企業等に該当する場合であっても、事業計画書を作成し、所轄税務署長の承認を受けた上で、旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出することで、旧制度の計算方式による軽減を受けることができます。
- なお、軽減割合の水準は、年度により縮減します。

令和 6～8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
改正前の水準	改正前の 9 割の水準	改正前の 8 割の水準

(2) 前年度の純課税移出数量が 3,000kl を超えた場合

- 前年度の純課税移出数量が 3,000kl を超えた場合、新制度の計算方式による特例の適用は受けられません。
- ただし、前年度の純課税移出数量が 10,000kl 以下であれば、旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出することで、旧制度の計算方式による軽減を受けることができます。
- なお、軽減割合の水準は、(1)の場合と同様、年度により縮減します。
- この場合に、当年度以降に純課税移出数量が 3,000kl 以下となったときは、旧租税特別措置法等の適用を取りやめる旨の届出書を提出することで、その翌年度から新制度の計算方式への移行が可能です。

(3) 清酒のみを製造する場合

【新制度が有利】

- 清酒（税率 100,000 円/kl）のみを製造する場合、旧制度の計算方式では 200kl（当年度酒税累計額で 20 百万円）までが軽減措置の対象ですが、新制度の計算方式では、当年度酒税累計額の区分に応じ、当年度酒税累計額ベースで 1 億円までと、軽減措置の適用を受けられる上限が大きくなります。

【旧制度が有利】

- ただし、震災特例法の適用を受けることにより、軽減割合の上乗せがあった方（最大で計 25%の軽減）は、新制度よりも旧制度の計算方式の方が、軽減割合が大きいケースがあります。

【数量や税額により異なる結果】

- このほか、新制度の計算方式における特定品目前年度課税移出数量の区分に応じた軽減割合と、旧制度の計算方式における前年度課税移出数量の区分に応じた軽減割合の差、当年度酒税累計額の多寡に応じ、旧制度・新制度の計算方式による軽減額の大小は、異なります。

(4) 単式蒸留焼酎（45 度）のみを製造する場合

【旧制度が有利】

- 新制度の計算方式における当年度酒税累計額の区分に応じた軽減額の最大額は 14 百万円ですが、単式蒸留焼酎（税率 450,000 円/kl）について、旧制度の計算方式で 200kl（当年度酒税累計額で 90 百万円）、20%の軽減割合の場合の軽減額は 18 百万円と、旧制度の計算方式は、軽減額の最大額が上回ります。

【旧制度が有利】

- 震災特例法の適用や、清酒など、他の旧制度の計算方式の対象となる品目の酒類があれば、更に旧制度の計算方式による軽減額は増えます。

【数量や税額により異なる結果】

- その他、(3)の場合と同様に、旧制度・新制度の計算方式による軽減額の大小に影響を与える要素があります。

(5) 果実酒（その他の発泡性酒類に該当しないもの）のみを製造する場合

【新制度が有利】

- 果実酒（税率 100,000 円/kl）のみを製造する場合、旧制度の計算方式では 200kl（当年度酒税累計額で 20 百万円）までが軽減措置の対象ですが、新制度の計算方式では、当年度酒税累計額の区分に応じ、当年度酒税累計額ベースで 1 億円までと、軽減措置の適用を受けられる上限が大きくなります。

【旧制度が有利】

- ただし、果実酒（その他の発泡性酒類に該当しないもの）の改正前の軽減割合は 26/90（≒28.9%）と、新制度よりも旧制度の計算方式の方が、軽減割合が大きいケースが大半です。また、震災特例法の適用を受けることにより、軽減割合の上乗せがある酒類製造者は、更に旧制度の計算方式の方が、軽減割合が大きくなります。

【数量や税額により異なる結果】

- その他、(3)の場合と同様に、旧制度・新制度の計算方式による軽減額の大小に影響を与える要素があります。

(6) 旧租税特別措置法第 87 条の軽減対象でない品目の酒類のみを製造する場合

- ウイスキーやスピリッツ、リキュールなどのように、旧制度の計算方式において、軽減の対象となる清酒等以外の品目のみを製造する場合、旧制度の計算方式では、軽減を受けることができません。

【新制度が有利】

- このような酒類製造者であっても、新制度の計算方式においては、他の要件を満たせば、軽減を受けることができます。

(7) 多様な品目の酒類を製造する場合

【新制度が有利】

- ウイスキーやスピリッツ、リキュールなど、旧制度の計算方式において軽減の対象となる清酒等以外の品目の酒類も、新制度の計算方式では、軽減の対象に含まれます。

【旧制度が有利】

- 清酒など、旧制度の計算方式において軽減の対象となる7品目の軽減適用数量が、それぞれ上限の200klに近いなどの場合、全ての品目に係る当年度酒税累計額に応じて軽減割合の縮減や上限が設定されている新制度の計算方式と比較して、対象品目ごとに判定・計算する旧制度の計算方式の方が全体の軽減額が大きくなるケースがあります。

【数量や税額により異なる結果】

- その他、(3)の場合と同様に、旧制度・新制度の計算方式による軽減額の大小に影響を与える要素があります。